

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部 助教 公募要項

1.	職名及び人数	助教 1名
2.	契約期間	令和6年4月1日（以降なるべく早い時期）から2年間
3.	更新の有無	更新はしない。
4.	試用期間	採用された日から14日間
5.	就業場所	教養学部（東京都目黒区駒場3-8-1）
6.	所属	附属グローバルコミュニケーション研究センター
7.	業務内容	教養学部英語部会英語教育支援室の業務、および前期課程英語科目の授業担当
8.	就業時間	専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。
9.	休日	土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日） （ただし、祝日が授業振替日になることがある。）
10.	休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
11.	賃金等	年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額47万円～50万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）。昇給制度なし。通勤手当（支給条件を満たした場合に支給、原則55,000円/月まで）等の諸手当については本学の定めるところによる。
12.	加入保険	文部科学省共済組合、雇用保険に加入
13.	応募資格	（1）教養学部前期課程英語科目の授業運営に理解を持つ者。 （2）日本語による学内事務処理に支障のない者。 （3）英語関係諸学を専攻し、博士号を有する者、またはそれに準ずる研究歴を有する者。
14.	提出書類	（1）カバーレター （2）履歴書（東京大学統一履歴書を以下のURLからダウンロードし作成すること） <a href="http://www.u-tokyo.ac.jp/per01/r01_j.html">http://www.u-tokyo.ac.jp/per01/r01_j.html</a> ※記入要領については上記URLによらずに以下を参照ください。 <a href="https://www.c.u-tokyo.ac.jp/faculty/soumu/jinji/download-jinji/rireki_20220823.pdf">https://www.c.u-tokyo.ac.jp/faculty/soumu/jinji/download-jinji/rireki_20220823.pdf</a> （3）研究教育業績リスト （4）主要業績3点以内（各1部）（英語、日本語による業績の両方を含めることが望ましい。） （5）応募者について照会できる方2名の氏名、連絡先等を記したもの （6）博士の学位を取得見込みの方は、取得時期の見込みを記した指導教員の推薦状1通（（5）と同じ方でよい。）
15.	提出方法	上記の5種（必要者には6種）の電子ファイルを1つのフォルダー（zip化したもの）にまとめて、以下のURLにアップロードすること。 <a href="https://davam01.ecc.u-tokyo.ac.jp/public/Pv4tQv6J-9FFob6-UhNuMYjcFIB0P9c-ma47JQgRfm_F">https://davam01.ecc.u-tokyo.ac.jp/public/Pv4tQv6J-9FFob6-UhNuMYjcFIB0P9c-ma47JQgRfm_F</a> なお、（4）の主要業績が書籍であるなどアップロードが難しい場合は、（3）の当該部分にその旨明記した上で、下記問い合わせ先に郵送すること。郵送されたものは返却しません。  ※2～3日以内にアップロード受信確認メールが届かない場合は下記問い合わせ先にお問い合わせ下さい。なお、提出書類は選考終了後に破棄します。

16.	応募締切	<p>令和5年12月15日（金曜日）（日本時間、必着）（日付が変わるとアップロードできなくなります。）</p> <p>※書類選考の後、令和5年12月下旬に、若干名に対面またはオンラインにて面接を行います。その際、模擬授業をお願いすることがあります。対面の場合、面接に要する交通費・宿泊費は支給されません。採否については、決定後すみやかに本人に通知します。</p>
17.	問い合わせ先	<p>〒153-8902 東京都目黒区駒場3-8-1          東京大学教養学部英語部会主任 高橋 英海          TEL: 03-5454-6278 e-mail: tiger[at]eigo.c.u-tokyo.ac.jp          ※表記のメールアドレスの[at]は@に置き換えてください。</p>
18.	募集者名称	<p>国立大学法人東京大学</p>
19.	受動喫煙防止措置の状況	<p>原則敷地内禁煙（屋外に指定喫煙場所あり）</p>
20.	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。</li> <li>・「東京大学男女共同参画加速のための宣言（2009.3.3）」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。</li> <li>・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。</li> </ul>